



Japan Arts Foundation

公益財団法人 日本文化藝術財団

2023年度 第15回『創造する伝統賞』 応募要項

伝統への取り組み、そこから啓かれる創造を支援します

申請受付期間：2023年6月1日（木）～6月30日（金）

■趣旨

公益財団法人日本文化藝術財団は、これまで日本の伝統文化および現代芸術の保護、育成及び振興を図るとともに、日本の文化・芸術の普及向上に貢献してまいりました。その取組みの一つとして、1993年度より助成顕彰事業（2009年度より「創造する伝統賞」に名称変更）を実施しております。

本賞は、伝統の探求を礎に新たな挑戦を試みる文化や芸術の継承者を助成する事業です。伝統に向かい合い、蓄積された貴重な技術や卓越した発想で今日の文化芸術に大きな影響を与えているにも関わらず存在が広く知られておらず、公に評価される機会の少ない技能者、社会的影響力の強い優れた活動実績があり日本の文化芸術を牽引し、さらなる飛躍が期待される次世代の表現者、それらの価値を文化的に位置づける研究者への顕彰を行なっております。

『創造する伝統』を体現している技能者・研究者・アーティストからの積極的な応募を期待しています。

■対象

下記のいずれかに該当し、年齢・国籍に関わらず日本国内で活動する技能者・研究者・アーティスト

- ① 日本の伝統文化・現代芸術の諸分野において、画期的で意義深い活動をしており、著しく貢献しているにも関わらず、社会的評価を受けることが難しい（重要無形文化財保持者への認定基準を満たしていない等）者
- ② 日本の伝統文化・現代芸術の諸分野において、新たな発展に資する活動を行っており、将来にわたり活動が更に期待される者

■受賞者数

創造する伝統賞 3名以内 *特に優れた者は「創造する伝統大賞」（1名以内）とする。

■賞

創造する伝統大賞 賞状および賞金 200万円

創造する伝統賞 賞状および賞金 100万円

■賞の授与

第15回「創造する伝統賞」授与式典（2024年2月予定）において授与します。

■選考方法

応募用紙、推薦書、並びに活動実績を示す資料を基に、「創造する伝統賞」選考委員会において審査し、理事会にて決定します。

■結果発表

2023年11月上旬予定。

選考結果は応募者本人に対して電話または文書で通知します。

選考結果の理由に対するお問合せには応じかねますのでご了承ください。

■報告義務

賞金の使途については一切問いません。賞の授与の翌年に活動報告書の提出、または当財団主催のイベントでの活動報告を行なっていただきます。

■応募方法

当財団ホームページの「創造する伝統賞」申請フォームにて応募してください。

[トップページ](#)>[創造する伝統賞](#)>[応募方法](#)>[オンライン申請](#)

尚、応募書類は日本語で作成してください。

申請フォームについて

- ・申請フォームには受付期間のみアクセス可能です。
- ・「申請フォームマニュアル」をよく読んで申請してください。
- ・登録したID・PASSでログインし、編集することが可能です。
- ・提出（送信）後、および受付期間終了後には、申請フォームにアクセスできなくなります。

提出資料

①活動実績を示す資料（全員提出）

自身の活動を代表する作品画像または論文の要約等のテキストをPDFファイルとしてまとめたものの1点。ファイルサイズは20MB以内に収まるようにしてください。圧縮ファイルは不可。映像や音声の作品を提出したい場合は、作品を任意の公開（あるいは限定公開）サーバーに保存しPDF内に保存先のURL（限定公開の場合はアクセス方法も）を記してください。また、絵画・立体造形の作品の場合は、作品画像の下部にタイトル、制作年、作品のサイズ、素材を明記してください。
※データ形式が異なる場合、データ容量が上限を達した場合、審査対象外となる場合があります。
※ファイル名は「(応募者氏名) __活動実績」としてください。

②推薦書（他薦の方のみ提出）

[トップページ](#)>[創造する伝統賞](#)>[応募方法](#)>[推薦書ダウンロード](#)

上記より推薦書をダウンロードし必要事項を記入の上、申請フォームの該当箇所にデータ添付してください。※ファイル名は「(応募者氏名) 推薦書」としてください。

■応募受付期間

2023年6月1日（木）～ 2023年6月30日（金）

■個人情報について

当財団は、本助成顕彰事業の応募により取得した個人情報を、選考の目的で利用し、この目的に必要な範囲を超えて利用せず、また当財団の委員および役員以外の第三者に提供いたしません。

■問合わせ先

公益財団法人 日本文化藝術財団

〒160-0012 東京都港区北青山1-7-15 (TEL) 03-6434-5546 (FAX) 03-6434-5547
(URL) <http://jp-artsfdn.org/> (Mail) jimukyoku@jp-artsfdn.org



「創造する伝統」(Tradition créatrice, トラディション・クレアトリス)とは、フランスの哲学者ベルクソンの言葉「創造する進化」(L'Évolution créatrice, レヴォリュション・クレアトリス)からの転用である。日本文化藝術財団で、最初の秋季行事の構想をめぐっていまはなき勅使河原宏氏や秋山邦晴氏と議論をかさねていたとき、私も含めて三者異口同音に唱えるにいたったのが、この言葉であった。

本財団はその名のとおり、日本の文化とくに藝術の、頑迷なほどの継承、保存と、その熱心な再生、また周到な研究の努力を評価し、支援する。日本藝術のこの豊麗な伝統のうちこそ、日本列島の住民の究極のよりどころ(アイデンティティ)はあり、世界への寄与の源泉はあると信ずるからだ。それなのに、今わずかでも手をゆるめ気をゆるめると、この藝術伝統は「情報化」「国際化」翼賛の声のなかに忘れ去られ、消散しそうな趨勢にある。このようなときにこそ、伝統保守の頑迷さは尊重されなければならない。

だが甕を満たした水がやがて静かに溢れはじめるように、保持された伝統から少しづつ溢れ出てゆくものがある。満を持してやがて流れ出るその滴り、その秘められた持続の力こそが、「創造する伝統」の正体であり、眞の前衛のすがたでもあろう。創造のために伝統を活用する、などというのではない。そんな功利主義は浅はかだ。伝統の学習が深まったところに、わずかな外からの刺戟が、あるいは思い余った気まぐれが、意外な新展開をうながす——そのような伝統のなかからのおのづからな創造をこそ、私たちは期待し、尊重する。日本の伝統をふり返ってみれば、利休も、織部も、光悦も、宗達も、世阿彌も、芭蕉も、北斎も、齋藤茂吉も、みなこの「創造する伝統」を体現した前衛の藝術家であったといえる。Tradition créatrice とは、その様態そのものが日本文化の最良の伝統だったのでなかろうか。

(日本文化藝術財団設立十周年記念誌「創造する伝統ーその波とひびき」より)

■選考委員

池内 務	レントゲン藝術研究所準備室代表
大野木 啓人	空間演出家／京都芸術大学 教授
唐澤 昌宏	国立工芸館館長
倉方 俊輔	建築史家／大阪公立大学教授
古山 正雄	前国立大学法人京都工芸繊維大学 学長
茂手木 潔子	日本音楽研究家／上越教育大学 名誉教授

(五十音順)

□専門委員 ※今年度選考委員の専門外の分野からの応募の場合、専門委員に意見を求めることがあります。

金子 賢治	茨城県陶芸美術館 館長
木村 博昭	建築家／国立大学法人京都工芸繊維大学 名誉教授
近藤 健一	森美術館シニア・キュレーター
杉浦 幸子	社会設計家(芸術文化領域)／武蔵野美術大学 教授
椿 昇	現代美術家／京都芸術大学 教授
寺脇 研	映画・落語評論家
中村 真規	演芸プロデューサー／大有企画 社長
成田 宏紀	(社)国際芸術文化振興会 理事
花光 潤子	プロデューサー／NPO 法人魁文舎理事長
三瀬 夏之介	美術家／東北芸術工科大学 教授
村山 明	重要無形文化財(木工芸)保持者／日本工芸会 参与
山下 裕二	美術史家／明治学院大学 教授
山本 豊津	株式会社東京画廊 代表取締役社長

(五十音順)